

⑥ 各種手当・給付・助成



子育てには様々な手当・給付・助成制度があります。申請しないともらえませんので、どのようなものがあるのか、対象となる家庭や受給方法などをご参照いただければと思います。

妊娠・出産関連

子ども医療費助成制度



興部町では、高校卒業年度までのお子さんを対象に医療費の自己負担額の一部を助成します。

対象	興部町に住民登録をしている健康保険の加入者で、高校卒業年度までのお子さん ※令和6年10月～所得制限が撤廃となりました。
助成内容	健康保険が適用される入院・通院の医療費について、初診時一部負担金を除いた額
利用方法	「きらり」保険医療係窓口以下①～③の書類を持参のうえ、「子ども医療費受給者証」の交付を受け、医療機関受診時等に健康保険証・マイナ保険証等とともに医療機関に提示してください。 ①健康保険情報を確認できるもの ②印鑑 ③所得証明書等

問 保険医療係 ☎ 82-4140

児童手当



生活の安定・児童の健やかな成長を資することを目的として、高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童に支給されます。

対象	18歳に到達した日以降最初の3月31日までの間にある児童(高校生年代)の養育者
支給額	〇3歳未満 第1・2子は15,000円、第3子以降は30,000円 〇3歳～高校生年代 第1・2子は10,000円、第3子以降は30,000円 ※親等の経済的な負担等がある場合には、「大学生年代までのお子さん(22歳到達後の最初の3月31日まで)」を子どもの数としてカウントすることができます。 ※令和6年10月～所得制限が撤廃されました。
支払時期	年6回(2.4.6.8.10.12月に2か月分ずつ支給)
受給申請	「きらり」社会福祉係窓口にて申請してください。

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

出産育児一時金



加入している健康保険から一時金が支給されます。国民健康保険の場合は50万円が支給されます。また、妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48.8万円となります。

受給申請	加入している健康保険団体から医療機関に直接支払う制度ですので、手続きは医療機関で行ってください。
------	--

問 保険医療係 ☎ 82-4140 (国民健康保険加入の場合のみ)

未熟児養育医療制度



体重が2,000g以下など、病院や診療所での治療・療育が必要な未熟児に対して、その治療・養育にかかる医療費の一部を助成するという制度です。

対象	・母子保健法第6条第6項の「未熟児」 ・医師が入院養育を必要と認めている赤ちゃん
受給申請	「きらり」保険医療係に事前にお電話の上、窓口で申請となります。

問 保険医療係 ☎ 82-4140

トピックス

おこっぺ町の町花



「ハマナス」
オホーツクを代表する紅色のひときわ鮮やかな花で、育てやすく身近に咲く花です。

おこっぺ町の町木



「ナナカマド」
風雪に耐え、紅葉が美しく、赤橙の果実をつけ、北国ムードをもつ親しみやすい木です。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等医療費助成



ひとり親家庭の方が保険診療時に支払う医療費の自己負担額を一部助成する事業です。

対象	興部町に住民登録している健康保険加入者で、20歳未満の子どもを扶養されているひとり親家庭の方、もしくは両親以外が扶養されている家庭の方 ※所得制限があります
助成内容	○課税世帯 自己負担額：1割 ○非課税世帯 自己負担額：初診時一部負担金のみ ○自己負担額の上限 通院：18,000円(個人単位) 入院：57,600円(世帯単位)
利用方法	「きらり」保険医療係窓口以下①～③の書類を持参のうえ、「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受け、医療機関受診時等に健康保険証・マイナ保険証等とともに医療機関に提示してください。 ①健康保険情報を確認できるもの ②印鑑 ③所得証明書等

問 保険医療係 ☎ 82-4140

児童扶養手当



児童扶養手当とは、離婚などの理由により父親もしくは母親と一緒に暮らしていない児童を養育している母子家庭、父子家庭等に支給される手当であり、生活の安定と自立を図るとともに、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨とした制度です。

対象	以下の条件に当てはまる児童を監護している父または母もしくは養育者 ・父母が離婚している ・父又は母が死亡している ・父又は母が重度の障害である ・父又は母から引続き1年以上遺棄されている ・父又は母の生死が明らかでない ・父又は母が引続き1年以上拘禁されている ・母が婚姻によらないで生まれた ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けている ・父母ともに不明である ※児童とは、18歳に達する年度の3月31日までにある子をいう
受給申請	「きらり」社会福祉係窓口にて申請をしてください。

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

自立支援教育訓練給付金



ひとり親家庭の母または父が、雇用保険の一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象となる講座、雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講したとき、受講料の一部を補助します。事前に相談が必要です。

対象	以下のいずれにも当てはまる者 ・児童扶養手当を受けているか同等の所得水準である母または父 ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること。
対象の講座・資格	上記のQRコードにアクセスしご参照ください(厚生労働省「教育訓練給付について」)
問合せ申請	オホーツク総合振興局 Tel: 0152-41-0696

ひとり親家庭の親が看護師等の資格取得のため、1年以上、養成機関で就業する場合の給付金(高等職業訓練促進給付金)もごさいます。詳しくは右記QRコードの読み取り先をご参照ください。



高卒認定試験合格支援



ひとり親家庭の親及び子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座を受講した場合、費用の一部を支給します。事前に相談が必要です。

対象	次のどちらにも該当する方 ・児童扶養手当を受けているか同等の所得水準である方 ・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。
対象となる講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし、実施主体が適当と認められたもの。
問合せ申請	オホーツク総合振興局 Tel: 0152-41-0696



各種手当・給付・助成制度

ひとり親控除



所得金額が500万円以下のひとり親は、一定の金額の所得控除を受けられる場合があります。

ご本人や子どもの所得などの条件がありますので、お問合せください。

控除額	所得税 控除額350,000円 住民税 控除額300,000円
控除対象	ひとり親控除は、所得税の確定申告または年末調整で申告できます
問合せ先	○興部町役場 税務財政課 税務係 TEL: 0158-82-2550 ○紋別税務署 TEL: 0158-23-2191

寡婦控除



納税者自身が寡婦であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。

「寡婦」の適用条件につきましては、上記QRコードのアクセス先をご参照ください。

控除額	所得税 控除額270,000円 住民税 控除額260,000円
控除対象	寡婦
問合せ先	○興部町役場 税務財政課 税務係 TEL: 0158-82-2550 ○紋別税務署 TEL: 0158-23-2191

障がいのある子への支援

特別児童扶養手当



特別児童扶養手当とは、精神や身体に重度または中度の障がいを持つ、20歳未満の児童を養育している保護者等に支給される手当です。

対象	下記の要件に該当する20歳未満の児童を養育している父母もしくは、父母に代わって児童を養育する扶養義務者等 ・身体障がい者手帳1級、2級、3級の交付を受けた児童と4級の交付を受けた一部の児童 ・療育手帳A判定、B判定を受けた児童
受給額	1級 53,700円 2級 35,760円 ※所得制限があります
受給申請	「きらり」社会福祉係にお問合せの上、申請してください。

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

自立支援医療(育成医療)



自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療に関する医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度です。

対象	○精神通院医療 統合失調症などの精神疾患を有している方で、通院による精神医療を必要とする方 ○育成医療(18歳未満) 身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童
負担額	原則1割負担 ※所得により上限額を設定
利用方法	「きらり」社会福祉係に、以下を持参の上、申請してください。 ・医師の診断書 ・健康保険証 ・自立支援(育成医療)意見書 ・印鑑 ・利用する医療機関及び薬局名がわかるもの

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

障がい児福祉手当



重度の障がいをもち、日常生活において常時介護が必要な子どもに対し支給される手当です。

対象	精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者
支給額	月額 15,220円 ※所得制限があります
支払時期	2月・5月・8月・11月に前月分までを振込み
受給申請	「きらり」社会福祉係にお問い合わせの上、申請してください。

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

療育手帳



療育手帳は、児童相談所等において、知的機能にハンディキャップがあると判定された方に交付される手帳です。

障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができます。

対象	児童相談所等において、知的機能にハンディキャップがあると判定された方
----	------------------------------------

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

重度心身障がい者医療費助成

重度心身障がい者医療費助成制度は、重度の障がいがある方の医療費の一部を助成することによって、健康の保持増進を図ることを目的としています。

対象	以下のいずれかに該当する方 ・身体障がい者手帳1級、2級及び3級（内部障がいに限る）をお持ちの方 ・A判定、B判定（重度）療育手帳をお持ちの方 ・精神保健福祉手帳1級をお持ちの方
助成内容	入院（精神障がい者を除く）及び通院費の内 ○課税世帯 1割負担 ※所得制限あり ○非課税世帯 初診時一部負担金のみ
利用方法	「きらり」保険医療係窓口以下①～④の書類を持参のうえ、「重度心身障がい者医療費受給者証」の交付を受け、医療機関受診時等に健康保険証・マイナ保険証等とともに医療機関に提示してください。 ①健康保険情報を確認できるもの ②印鑑 ③所得証明書等 ④各種手帳

問 保険医療係 ☎ 82-4140



障がい者控除

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障がい者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

対象者	○障がい者 身体及び精神障がい者手帳をお持ちの方、または知的障がいと判定された方 ○特別障がい者 身体障がい1～2級、精神障がい1級、重度の知的障がいと判定された方 ○同居特別障がい者 配偶者や扶養親族と同居中の特別障がい者の方
控除額	○障がい者 所得税27万円 住民税26万円 ○特別障がい者 所得税40万円 住民税30万円 ○同居特別障がい者 所得税75万円 住民税53万円
申請	「年末調整」または「確定申告」の際に該当箇所に記入をすることで申請できます。
問合せ先	○興部町役場 税務財政課 税務係 TEL：0158-82-2550 ○紋別税務署 TEL：0158-23-2191



日常生活用具給付



在宅の重度身体障がい者等に対し、日常生活を支援する用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るための事業です。

用具の種類	用具の種目は「重度身体障がい者」と「重度障がい児・重度知的障がい者等」に分けて定められています。対象用具の詳細につきましては、上記QRコードのアクセス先をご参照いただくか、下記までお問合せください。
自己負担額	原則 自己負担額1割 ※所得により異なる場合があります

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

補装具費支給制度



身体障がい者手帳所持者が補装具を使用するために購入もしくは修理をする場合の費用を軽減する制度です。対象となる補装具は規定されているもののみとなりますので、QRコードのアクセス先をご参照いただくか、お問合せください。

対象	原則として心身障がい者総合相談所の判定を受けた者。担当係で申請及び支給判定に係る手続きが可能です。
問合せ申請	「きらり」社会福祉係窓口にて申請及び支給判定に係る手続きをしてください。

問 社会福祉係 ☎ 82-4120

その他

就学援助



小・中学校に在学する児童のうち、経済的な理由により就学させることが困難な児童の保護者を対象に、学用品費等を援助する制度です。

対象者	・興部町に住所を有し、小学校又は中学校に在籍している児童生徒の保護者 ・興部町に住所を有し、翌年度小学校に入学予定の児童の保護者
認定基準 支給項目	上記QRコードのアクセス先をご参照いただくか、下記までお問合せください。
申請	4月に小・中学校を通して、保護者の方へ就学援助の内容及び申請方法についてお知らせしています。 年度途中で申請を希望される方は在籍する学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入後、学校を通して申請してください。 入学前申請は、就学時健康診断の案内に同封している申請書をご利用ください。

問 教育委員会 総務学校係 ☎ 82-2552

各種手当・給付・助成制度